

岐南町告示第105号

令和5年第3回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月21日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期 日 令和5年9月1日

1. 場 所 岐南町議会議場

◇

○議事日程

令和5年9月1日（金） 第1日

- | | | |
|-----|----------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 議案第30号 | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例について |
| 第 4 | 議案第31号 | 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例に ついて |
| 第 5 | 議案第32号 | 岐南町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第33号 | 令和5年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 7 | 議案第34号 | 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算 について |
| 第 8 | 議案第35号 | 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算につ いて |
| 第 9 | 議案第36号 | 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予 算について |
| 第10 | 認定第 1号 | 令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて |
| 第11 | 認定第 2号 | 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について |
| 第12 | 認定第 3号 | 令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について |
| 第13 | 認定第 4号 | 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について |

- 第14 認定第 5号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 6号 令和4年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第16 認定第 7号 令和4年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

————— ◇ —————

○諸般の報告

1. 事故報告
2. 財政健全化について

————— ◇ —————

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

————— ◇ —————

○出席議員

10 名

| | | | | |
|----|---|-----|-----|---|
| 1 | 番 | 長谷川 | 淳 | 君 |
| 2 | 番 | 村山 | 博司 | 君 |
| 3 | 番 | 松本 | 暁大 | 君 |
| 4 | 番 | 三宅 | 祐司 | 君 |
| 5 | 番 | 後藤 | 友紀 | 君 |
| 6 | 番 | 松原 | 浩二 | 君 |
| 7 | 番 | 櫻井 | 明 | 君 |
| 8 | 番 | 渡邊 | 憲司 | 君 |
| 9 | 番 | 木下 | 美津子 | 君 |
| 10 | 番 | 岩田 | 晴義 | 君 |

————— ◇ —————

○欠席議員

なし

————— ◇ —————

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---|---|---|----|----|---|
| 町 | | 長 | 小島 | 英雄 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 傍島 | 敬隆 | 君 |
| 教 | 育 | 長 | 野原 | 弘康 | 君 |
| 会 | 計 | 管 | 井上 | 哲也 | 君 |
| | | 理 | 者 | | |

| | |
|--------|-------|
| 総務部長 | 小関久志君 |
| 総合政策部長 | 三輪学君 |
| 福祉部長 | 中村宏泰君 |
| 土木部長 | 安田悟君 |
| 住民部長 | 岩田恵司君 |
| 総務課長 | 服部貴司君 |
| 財政課長 | 記野雅之君 |
| 総合政策課長 | 摂田真広君 |
| 監査委員 | 河田孝広君 |



○職務のため出席した事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 議会議務局長 | 堀場康伸 |
| 書記 | 西脇信一郎 |



開会

午前10時02分 開会

- 議長（後藤友紀君） ただいまから2023年（令和5年）第3回岐南町議会定例会を開会いたします。



- 議長（後藤友紀君） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和5年6月、7月、8月の例月出納検査を執行した結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知を願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定に基づく損害賠償の専決処分の報告及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を求めます。

小島英雄町長。

- 町長（小島英雄君） 諸般の報告。

今回ご報告いたします案件は、令和5年5月23日午後4時55分頃、野中4丁目84番地の5先、町道115号と町道786号の交差点において、職員が町道786号を公用車で走行し、優先道路である町道115号に進入する際に、笠松町在住の住民と接触した事故につきまして、損害賠償金を3万9,890円としたことについてでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されておしま

す事項に該当する事件であるため、令和5年7月22日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告いたします。

諸般の報告。

今回ご報告いたします案件は、令和5年7月14日午後10時頃、上印食8丁目104番地先、町道647号線において、各務原市在住の住民が所有、運転する車両で北に向かって走行していたところ、舗装の劣化や剥離等により生じたポットホールに気づかず左側前輪タイヤのパンク及びホイールの傷等、損害を与えた事故に対する損害賠償金を3万5,436円といたしたことについてでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されております事項に該当する事件であるため、令和5年8月3日に専決処分をいたしましたもので、同条第2項の規定に基づきご報告いたします。

諸般の報告。

健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書についてご報告させていただきます。

令和4年度岐南町会計決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率においては発生しておりません。実質公債費比率については6.9%となっており、早期健全化基準を下回っております。また、公営企業会計における資金不足比率については発生しておりません。以上です。

○議長（後藤友紀君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

次に、岐南町議会会議規則第122条の規定により、議員派遣を行い、終了いたしましたので、羽島郡正副議長視察研修報告を行います。

渡邊憲司副議長。

○副議長（渡邊憲司君） 皆さん、おはようございます。

副議長の渡邊でございます。

羽島郡正副議長視察研修報告をさせていただきます。

去る7月12日、13日の2日間にわたり、羽島郡2町の正副議長視察研修を実施しましたので、その概要を報告申し上げます。

羽島郡正副議長視察研修は、先進的な取組をしておられる市町村を視察することにより、町の将来像の実現に向けて役立つこと、さらに岐南町及び笠松町の議員活動や議会の活性化を図ることなどを主な目的として実施されております。

今年度は東日本大震災の記憶を巡り、防災・減災を学び、今後の議会活動の参考と

するため、宮城県気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館と、石巻市震災遺構大川小学校震災伝承館などを視察いたしました。

まず1日目、気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館を視察いたしました。2011年3月11日発生の大津波による大津波と、その後の大規模な火災により、気仙沼市だけで死者1,143人、行方不明者212人に上る最大級の悲劇をもたらしました。ここは、将来にわたり震災の記憶と教訓を伝え、警鐘を鳴らし続ける目に見えるあかしとして活用し、気仙沼市が目指す津波死ゼロのまちづくりに寄与することを目的として造られたそうです。

この施設は、当時、気仙沼向洋高校として使用されており、まさに津波の瞬間に生徒、教師、工事関係者約250名がいたそうです。校舎は海から約150メートル、海拔ゼロから1メートルの立地条件で、13メートルを越す大津波に襲われながら、臨機応変な迅速な避難で誰一人犠牲になりませんでした。旧校舎は一部4階建てで、津波は4階の教室の天井まで達しました。大津波により、車やたくさんの被災物が教室に流れ込み、津波の破壊力のすさまじさなど当時の被災の現状の甚大さが残されていました。

また、近くの高台では六十数名の方が避難していて、津波に流され亡くなったそうです。この高台のある地区は、もともと防災意識の高い地区で、明治時代の津波ではこの高台に避難して命が助かったことで、ハザードマップにおいても避難所と指定されていました。語り部をお願いした方は、当時役場の防災担当をされており、震災前の被災計画時の想定の高さへの後悔を語られ、これからのインフラ整備や防災の観点を踏まえていくことで自然災害からの影響を防ぐことができると考えられることや、避難時の意思決定のスピードがいかに命に直結するかということ学びました。

2日目は、石巻市震災遺構大川小学校震災伝承館を視察しました。石巻市立大川小学校では、東日本大震災による津波により全校児童108名中74名の児童が死亡あるいは行方不明、教員も10名が亡くなりました。学校管理下においてこのような犠牲を出したのは、大川小学校以外にありませんでした。自身が遺族でもある佐藤敏郎さんに語り部ガイドをしていただき、当時、時間も手段もあつたのに守るべき命、しかも守ることが可能だった命を守れなかったのはなぜか、現地を見ながら想像することの大切さを感じました。

地震発生から津波到達までの児童の動きです。14時46分、地震発生、震度6、約3分の揺れ、その後校庭に避難。14時52分、大津波警報発令、スクールバスには会社から子供を乗せて避難という無線が入る。15時頃、地域の人やお迎えに来た保護者が山への避難を進言。15時25分から30分、市の広報車が高台避難を呼びかけ通過。15時32分、津波が堤防を越流。15時36分、移動を開始したが、山ではなく橋のたもとの三角

地帯に向かった。15時37分、学校に津波到達、津波の高さ8.6メートルで2階の教室の天井まで到達しました。

語り部ガイドの佐藤さんは、命を救う方法は十分あった。学校のすぐそばに緩やかな山、その体育館裏の山は傾斜が緩く、低学年でも容易に上がることができます。実際にガイドに案内してもらって山に登りましたが、あまりにも近くで簡単に登ることができました。なぜここに避難できなかったのか不思議でたまりませんでした。

山があるだけで命は救えない。大川小の校庭には、時間、校庭に避難し点呼、津波到達前まで待機、地震発生から津波到達まで51分、校庭に止まっていた。情報、手段がそろっていましたが、3つは命を救う条件の全てではなかったのです。どんな緩やかな山が目の前にあっても、山がエレベーターや飛行機になるわけではありません。命を救うのは山ではなく、山に登るという行動です。時間、情報、手段もマニュアル研修も、訓練でいざというときの判断、行動に結びつくものでなくてはならないと言われました。

また、事前防災の大切さ、当日ではなく平時、あの日、巨大な津波を目の前にして冷静に行動できた人は何人いたでしょう。大きな災害が起こったとき、人間にできることはごく僅かです。その意思決定が遅れるほどパニックは大きくなります。

高裁の判決は、当日の行動ではなく、平時の取組の問題を指摘しています。市教育委員会は、各学校に防災体制の見直しを再三にわたり指示をしていました。大川小のマニュアルには近隣の空き地、公園に避難と書いてあったが、近くには公園も空き地もなかった。避難の遅れに結びついたことは明らかでした。

自分事のできるかどうか、石巻市内の多くの学校は、津波の到達の大分前、あるいは結果的に津波が到達しなくても念のため避難した。一方で、備えが不十分で避難しなかったが、津波が到達しなかったので助かった学校も少なくなかった。だから、備えがずさんただけでは済まされるべきではなく、なぜそうなったかを自分に置き換えられるかどうか、この大川小学校の犠牲が特別な場所で起きた特別な出来事ではないことをもう一度よく考えてはと思いました。実際に多くの児童の命が奪われた場所で、亡くなった児童の遺族の語り部のガイドにより、大川小学校の震災当時の様子を想像することができました。

最後に、この視察において、想像することの重要性を感じました。私たちが知っていることが防災だと誤解し、防災に必要な考えということができていないのではないかと、今回の視察で得られた成果をこれからのまちづくりに十分生かしてまいりたいと思います。

簡単ではございますが、以上で研修報告を終わります。

○議長（後藤友紀君） 以上をもって、羽島郡正副議長視察研修報告を終わります。

————— ◇ —————
開議

○議長（後藤友紀君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

————— ◇ —————
第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、岐南町議会会議規則第120条の規定により、議長において1番 長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両名を指名します。

————— ◇ —————
第2 会期の決定について

○議長（後藤友紀君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

————— ◇ —————
第3 議案第30号から第16 認定第7号まで

○議長（後藤友紀君） 日程第3、議案第30号から日程第16、認定第7号までの14案件を一括して議題とします。

—————
(議案掲載省略)

○議長（後藤友紀君） 議案第30号から認定第7号までの案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 議案第30号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

改正内容といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、地方公共団体の事務の代行等が「新型インフルエンザ等緊急措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へと拡大され、当該対策の実施のために派遣された職員に支給

する手当の名称を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第31号 岐南町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

水道料金の算定について、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が開始されることに伴い、消費税計算の端数処理を1回にする必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第32号 岐南町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

下水道使用料の算定について、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が開始されることに伴い、消費税計算の端数処理を1回にする必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第33号 令和5年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ3,976万6,000円を増額し、89億5,391万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、自治会集会施設の修繕に伴う補助金として60万3,000円の増額、民生費におきまして、令和4年度福祉医療助成事業の精算に伴う県支出金過年度返還金として1,301万円、介護保険特別会計繰入金として134万5,000円の増額、衛生費におきまして、出産・子育て応援事業に伴うSMS発信システム導入委託料として25万6,000円、ギフトサイトカスタマイズ委託料として11万円の増額、土木費におきまして、交通安全施設工事として1,022万6,000円、道路維持補修工事として1,158万2,000円の増額、教育費におきまして、岐南中学校施設改修工事として176万7,000円、体育施設管理に伴う損失補償金として86万7,000円の増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金におきまして、出産・子育て応援交付金36万6,000円の増額、繰入金におきまして、国民健康保険特別会計繰入金226万1,000円、介護保険特別会計繰入金1,543万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金1,453万4,000円の増額、公共施設建設事業基金繰入金2,750万円の減額、繰越金におきましては668万1,000円の増額、諸収入におきまして、過年度収入48万9,000円の増額、町債におきまして、緊急自然災害防止対策事業債2,750万円を増額し、財源といたすものでございます。

続いて、第2条、地方債補正におきましては、道路橋梁維持管理事業に係る地方債を追加計上いたしたいものでございます。

議案第34号 令和5年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,972万1,000円を増額し、25億5,985万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、過年度の保険給付費等の精算に係る償還金として2,745万9,000円、令和4年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として226万2,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、繰越金2,972万1,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第35号 令和5年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ9,556万8,000円を増額し、20億8,988万8,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、令和4年度保険給付費等の精算に係る償還金として7,329万1,000円、令和4年度一般会計繰入金の精算に係る繰出金として1,543万6,000円、保険給付費に係る介護サービス等諸費として684万1,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金149万7,000円、支払基金交付金191万円、県支出金85万5,000円、一般会計繰入金134万5,000円、繰越金8,996万1,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第36号 令和5年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ2,980万4,000円を増額し、6億3,583万4,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、広域連合保険料等負担金として1,526万9,000円、一般会計繰出金として1,453万5,000円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、令和4年度療養給付費負担金及び保険事業費負担金に係る過年度収入として1,294万円、後期高齢者医療特別会計繰越金1,686万4,000円をもって財源といたすものでございます。

認定第1号 令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額105億92万1,199円に対しまして、歳出総額97億8,780万

9,379円でございます。

歳入歳出の差引額は7億1,311万1,820円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源のうち一般財源を用いた事業は、繰越明許費繰越額分として、出産・子育て応援事業、道路橋梁維持管理事業、厚八橋架け替え事業、下印食雨水幹線整備事業、小・中学校の学校施設改修事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業への総計5,289万2,000円でございますので、実質収支額は6億6,021万9,820円となっております。

これは、町税をはじめとする財源の確保ができたことによりこの決算をいたすことができたものであり、ここにご報告させていただく次第でございます。

なお、決算額につきましては、決算書の1ページから12ページまでに記載のとおりでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大や、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格・物価上昇が町民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす中、数度にわたる補正予算により、迅速に町民の皆様の健康や生活、経済活動を守るための対策を無事遂行することができました。

各事業の決算額につきましては、決算書14ページから87ページまでに記載したとおりでございます。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細につきましては省略させていただきます。

認定第2号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額26億9,273万7,952円に対しまして、歳出総額25億1,913万3,400円でございます。

歳入歳出の差引額は、1億7,360万4,552円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税が5億6,108万4,440円、県支出金17億1,013万1,953円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が16億4,889万8,776円で歳出総額のおよそ65.5%を、国民健康保険事業費納付金が7億8,747万4,668円でおよそ31.3%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

認定第3号 令和4年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額20億3,810万5,485円に対しまして、歳出総額19億4,331万

65円でございます。

歳入歳出の差引額は、9,479万5,420円でございます。

歳入につきましては、介護保険料4億5,579万3,449円、国庫支出金4億3,028万5,010円、支払基金交付金4億8,973万8,000円、県支出金2億8,333万3,220円、繰入金3億584万8,707円、繰越金6,023万2,599円等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費が17億4,890万5,328円で歳出総額のおよそ90%を、地域支援事業費が1億1,131万1,793円でおよそ5.7%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

認定第4号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額5億8,481万2,720円に対しまして、歳出総額5億6,794万8,309円でございます。

歳入歳出の差引額は、1,686万4,411円でございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が2億7,953万5,600円、繰入金2億7,536万903円等が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金による支出が5億4,601万7,608円で歳出のおよそ96.1%を占め、主な歳出となっております。

事業の内容等でございますが、決算認定資料に記載してございますので詳細については省略させていただきます。

認定第5号 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

決算の状況は、歳入総額2億2,301万490円に対しまして、歳出総額2億2,201万490円でございます。

歳入歳出の差引額は、100万円でございます。

歳入につきましては、負担金が1億5,674万7,004円で、歳入総額のおよそ70.3%を占めております。

歳出につきましては、教育総務費が1億3,507万5,792円で、歳出総額のおよそ60.8%を占めております。

事業の内容等、詳細につきましては認定資料に記載してございますので省略させていただきます。

認定第6号 令和4年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認

定についてご説明申し上げます。

初めに、水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は3億1,589万8,471円、対する収益的支出の決算額は2億4,210万3,198円でございます。

内訳につきましては、収益的収入は、営業収益が2億1,175万9,133円、営業外収益が1億413万9,338円でございます。

また、収益的支出は、営業費用が2億3,786万8,425円、営業外費用が234万7,563円、特別損失が188万7,210円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は、6,183万4,938円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は3,609万7,600円、対する資本的支出の決算額は1億7,502万5,451円でございます。

内訳につきましては、資本的収入は、負担金が3,609万7,600円でございます。

また、資本的支出は、建設改良費が1億6,974万5,446円、企業債償還金が528万5円でございます。

なお、資本的収入と資本的支出の差額1億3,892万7,851円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1,192万2,210円、過年度分損益勘定留保資金から1億1,147万6,498円、当年度分損益勘定留保資金から1,552万9,143円で補填いたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので、詳細の説明を省略させていただきます。

次に、水道事業会計の剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案するもので、令和4年度未処分利益剰余金6,183万4,938円につきましては、1,866万7,387円を建設改良積立金に積み立て、残り4,316万7,551円を自己資本金へ組み入れるものでございます。

認定第7号 令和4年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、下水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は6億7,717万2,319円、対する収益的支出の決算額は5億9,076万172円でございます。

内訳につきましては、収益的収入は、営業収益が2億9,658万4,812円、営業外収益が3億8,058万7,507円でございます。

また、収益的支出は、営業費用が5億4,494万8,214円、営業外費用が4,581万1,958円でございます。

なお、損益計算書における当年度純利益は、6,614万9,236円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は5億6,065万4,429円、対する資本的支出の決算額は7億5,134万9,510円でございます。

内訳につきましては、資本的収入は、企業債が3億2,140万円、補助金が1億1,500万円、負担金が1億2,425万1,760円、その他資本的収入が2,669円でございます。

また、資本的支出は、建設改良費が4億6,662万1,417円、企業債償還金が2億8,472万8,093円でございます。

なお、翌年度へ繰り越される財源を除いた資本的収入と資本的支出の差額1億9,069万5,081円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から4,201万3,070円、当年度分損益勘定留保資金から1億4,868万2,011円で補填いたしました。

事業の詳細につきましては、決算書附属資料に記載してございますので説明を省略させていただきます。

次に、下水道事業会計の剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき提案するもので、令和4年度未処分利益剰余金6,614万9,236円を自己資本金へ組み入れるものでございます。以上であります。

○議長（後藤友紀君） 以上で説明は終わりました。

次に、監査委員に認定第1号から認定第7号までの決算認定について監査報告を求めます。

河田孝広監査委員。

○監査委員（河田孝広君） 認定第1号から第7号の令和4年度岐南町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算の各決算資料につきまして、去る7月6日、7月13日、7月27日、8月3日に慎重に審査をいたしました結果、適正であると認めましたので、ここにご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 以上で監査報告は終わりました。



休会

○議長（後藤友紀君） お諮りします。明日から9月5日までの4日間は議案精読のため休会とします。これについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（後藤友紀君） ご異議なしと認めます。よって、明日から9月5日までの4日間は休会と決定しました。9月5日午前10時から会議を開きます。

—————◇—————
散会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前10時46分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後藤友紀

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村山博司